

【県内初！】日高川水系西川を特定都市河川に指定します

～流域関係者で協働して水害に強いまちづくりに取り組みます～

- 県では、気候変動により激甚化・頻発化する水害に備えるため、流域のあらゆる関係者の協働により水害対策に取り組む「流域治水」を進めています。
- 「流域治水」の本格的な実践に向けた取組として、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和7年1月28日に日高川水系西川を特定都市河川に指定します。特定都市河川の指定は全国的に進められており、本県では初めての指定となります。
- 指定により、河川整備等のハード対策の加速化に加え、流出抑制対策や水害リスクを踏まえた土地利用等のソフト対策も活用して、効果的な浸水被害軽減対策を進めていくことが可能となります。
- 今後は、県や流域市町等で構成する流域水害対策協議会を設置し、浸水被害の軽減に向けた具体的な対策を盛り込んだ計画（流域水害対策計画）を策定してまいります。
- また、指定後は、流出抑制対策として、流域内の一定規模以上の宅地にする行為等については、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用を開始します。

(連絡先)

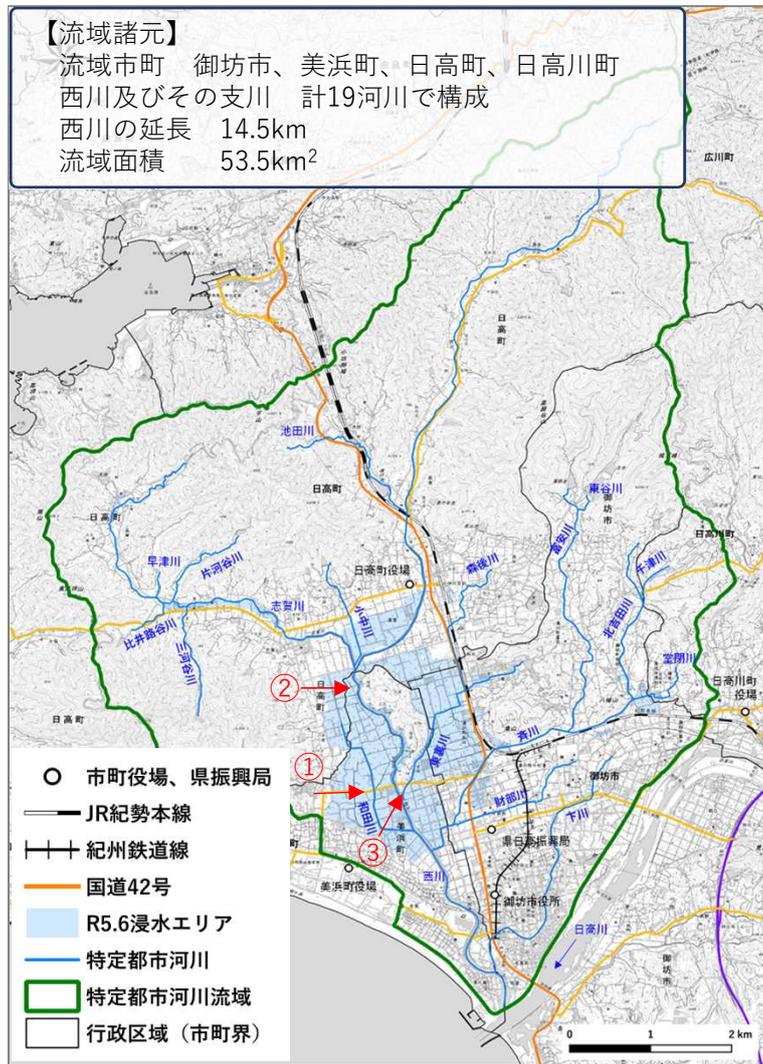
県土整備部 河川下水道局 河川課
担当：木村、中尾
電話：073-441-3134
内線：3134

西川流域の概要

- ・西川は日高川の河口付近で合流する一次支川
- ・潮位の影響を受けやすく満潮時は水がはげにくい
- ・下流域には、標高2m以下の低平地が広がり、役場や主要交通等の都市機能が集積

近年の浸水被害発生状況

- ・西川流域では過去から浸水被害が頻発
- ・平成29年10月の台風第21号では、床上浸水2戸、床下浸水19戸の浸水被害が発生
- ・令和5年6月豪雨及び台風第2号では、床上浸水22戸、床下浸水54戸の浸水被害が発生



①和田川・西川 (H29.10)



②西川 (R5.6)



③東裏川 (R5.6)

西川の特定都市河川の指定の経緯

H29.10 台風第21号により床上浸水2戸、床下浸水19戸の浸水被害が発生

R3.6 西川流域の取組を含む日高川流域治水プロジェクトを策定

R3.11 改正特定都市河川浸水被害対策法の施行（流域治水の本格的な実践）

R5.6 豪雨及び台風第2号により床上浸水22戸、床下浸水54戸の浸水被害が発生

R6.3 西川流域水害対策協議会準備会を開催（県・流域4市町）

R7.1 西川を特定都市河川として指定

今後 特定都市河川浸水被害対策法を活用した治水対策の推進

特定都市河川（流域治水関連法*の中核をなす制度）

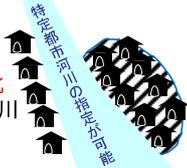
*「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号）

ハード・ソフト一体の水災害対策「流域治水」の本格的実践に向けて、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり、流域における貯留・浸透機能の向上等を推進していきます。

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川



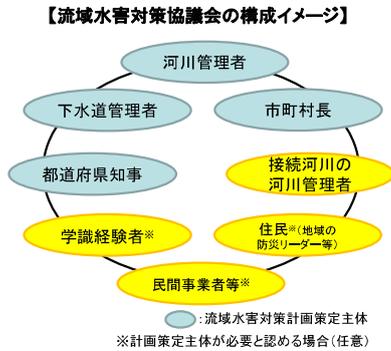
流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践



- （協議会設置）**
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意
- （構成員）**
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者
- （協議事項の例）**
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

⇒ 構成員は協議結果を尊重

*流域水害対策計画の策定に要する調査・検討費用を支援（令和5年度から5か年の時限措置）

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河川掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

- 雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で0.1～ 30m^3 の間で基準緩和が可能）

- 国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の実例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^3$ 以上の雨水浸透阻害行為
- ※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ

※地域の課題や実情に合わせて、対策メニューを選択